



- I 債権譲渡の承諾の申請書類【建設業者から提出】
- ・ 債権譲渡承諾依頼書（別紙様式） 3通
 - ・ 債権譲渡契約証書（債権譲渡先が定める様式） 1通
- II 債権譲渡の承諾の決裁処理
- 速やかに債権譲渡の決裁手続きを行う。決裁区分は主管課長とする。
- III 債権譲渡承諾書の交付等
- (1) 承諾を行う場合
- 文書番号、発信日付及び確定日付を記入し、発注者の押印をした債権譲渡承諾書（別紙様式）2通を建設業者に交付するものとする。
- (2) 承諾を行わない場合
- 申請に係る工事が要件に規定する対象工事に該当しない場合、又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わない。この場合、承諾を行わない旨を速やかに建設業者に連絡すること。
- ※債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡契約証書について、申請時点における譲渡対象債権の金額が工事請負契約に基づき建設業者が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
- IV 債権金額の請求【債権譲渡先から提出】
- ・ 支出伝票 1通
 - ・ 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書の写し 1通
 - ・ 債権譲渡契約証書の写し 1通
- なお、本債権譲渡が行われた以降、建設業者及び譲渡を受けた債権譲渡先は、中間前払及び部分払いを請求できないものとする。
- また、債権譲渡先は、発注者による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ債権金額の請求ができるものとする。